

2023年8月28日

布 亀 株 式 会 社  
代表取締役社長 布目 荘太 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 西島 秀向  
【連絡先(事務局)】担当：松田  
〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番4号  
椿本ビル5階502号室  
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
ウェブサイト : <http://www.kc-s.or.jp>

## 再お問合せ

私ども消費者支援機構関西は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人で、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む学識者、弁護士、司法書士、消費生活相談員、一般消費者等によって構成されています。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として、さらに2017年6月21日に消費者裁判手続特例法第65条に基づく特定適格消費者団体として認定されています。(当法人の組織概要は、ウェブサイトをご参照ください。)

貴社の商品「リパソールAT」(以下「本商品」といいます。)の表示に関しましては、当団体から、貴社に対して、2019年6月25日付で、表示・広告に関して質問を伴うお問合せを行い、これを受けて、貴社は、2019年6月28日、「弊社商品「リパソールAT」の掲載について」と題する回答において、ウェブサイトでの掲載を削除した旨の連絡をされ、本商品の表示についてウェブサイト上から削除する等の対応をされたことから、当団体としても一定の改善をいただいたものと評価し、2021年5月7日付けでお問合せ活動の終了通知をお送りし、一旦、お問合せ活動を終了しております(当団体ウェブサイトにおいても検討結果を公表しております。(参照

[http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n\\_id=10001114](http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001114)。

しかしながら、この度、消費者から、当団体に対し、本商品の表示に関して、かつて貴社が削除した表示広告がなされているとの情報が寄せられ、当団体は、改めて、本商品についての貴社の表示に関し、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上の疑義がないかについて検討する必要が生じております。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、2023年9月27日までに、文書でご回答くださいますようお願い申し上げます（なお、本文中のウェブサイト引用は、本年8月27日時点のものです。）。

また、貴社は、2019年6月28日付けの「弊社商品『リパソールAT』の掲載について」と題する回答において、「なお、『リパソールAT』の表示内容につきましては行政（薬務課）へ相談し、ご指導をいただきながらあらためて表示させていただきます。」と述べておられましたが、表示を再開されたからには、行政よりなんらかの指導を受けられたものと考えます。行政（薬務課）への相談の経過や、行政から指導を受けた内容についても併せてご回答ください。

今後、貴社よりご回答がない場合、あるいは、本「再お問合せ」にご対応いただいたものの、結果として当団体が相当と判断する解決に至らなかった場合には、その時点における当団体の認識に基づき、貴社に対し、公開にて申入れをさせていただく場合があります。

この申入れには、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第12条等に基づいて行う裁判外の差止請求が含まれます。

公開での申入れ以降は、当団体からの「申入書」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ウェブサイト等で公開いたします。また、申入れを行った時点で、当団体の「再お問合せ」の内容及び経過も当団体ウェブサイト等で公開いたします。

当団体は、本「再お問合せ」については、「再お問合せ」を行っている事実を含め、非公開にて行っておりますが、本「再お問合せ」を機に、貴社が当団体と協議いただき、その結果、業務の改善等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「再お問合せ」の内容及び経過・解決結果を、当団体ウェブサイト等で公開させていただきます。

※詳しくは別添の「KC'sの『お問合せ』、『申入れ』、『要請』、『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問合せください。

なお、貴社が、この度の当団体からの「再お問合せ」を機に、当団体の担当者との面

会・協議を行いたいとお考えの場合には、その旨を上記の回答期限までに当団体宛に、御連絡願います。

貴社の誠実、真摯なご対応を期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

記  
(質 問 事 項)

- 1 本商品を宣伝広告する貴社の「布亀オンラインショップ」の以下のウェブサイト  
<https://shop.nunokame.co.jp/fs/nunokame/H-00167>

の「スタッフのコメント」の欄には「**飲み会の前に一本!のドリンクです!**」との表示があり、「商品詳細」の欄にも「**飲む前にのむ、毎日の健康に**」との表示があります。

消費者から見ると、これらの各表示は、貴社が、アルコール飲料、すなわち「お酒」を飲む前に本商品を飲むことを推奨する趣旨に出たもの、という印象を受けますが、貴社が上記表示をされた趣旨について、このように理解してよろしいでしょうか、貴社のご見解をお聞かせください。

- 2 「お酒」を飲む前に、本商品を飲用することによって、本商品を飲用した者の身体に、どのような影響があるものとお考えでしょうか、貴社のご見解をお聞かせください。

- 3 前記のウェブサイトには「**リパソールATでは、肝臓に良いとされる3大成分、肝臓エキス 200mg、ウコンエキス 100mg、オルニチン 200mg を配合。**」との表示があり、消費者から見ると、この表示は、本商品を飲用すると肝臓に良いのだ、という印象を受けます。

貴社がこの表示をされたのは、本商品に含まれるとされる肝臓エキス、ウコンエキス、オルニチンの各成分が、本商品を飲用した者の身体（特に肝臓）に対し、何らかの良い作用をする（肝臓に良い）ことを表示する趣旨に出たものでしょうか。

そうであるとすれば、貴社は、本商品の飲用により、具体的にどのような作用があるとお考えでしょうか、貴社のご見解をお聞かせください。

- 4 当団体としては、一般消費者が本商品の上記ウェブサイト上の表示を見ると、「本商品を飲用することにより、飲酒による身体へのダメージを軽減する、もしくは、二日酔いに効く」との印象を持つものと言わざるを得ないと考えますが、この点に関する貴社のご見解をお聞かせください。

5 貴社は、2019年6月28日付けの「弊社商品『リパソールAT』の掲載について」と題する回答において、「なお、『リパソールAT』の表示内容につきましては行政（薬務課）へ相談し、ご指導をいただきながらあらためて表示させていただきます。」と述べておられますところ、行政（薬務課）への相談の経過や、行政から指導を受けた内容についてご回答ください。

以 上